

**２０２７年国際園芸博覧会 公式スタンプラリー業務委託
プロポーザル実施要領**

（趣旨）

第１条 ２０２７年国際園芸博覧会 公式スタンプラリー業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会プロポーザル実施事務要領（以下「実施事務要領」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （１） 当該業務の概要等
- （２） プロポーザルの手続き
- （３） プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （４） 評価委員会及び評価に関する事項
- （５） その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- （１） 業務実施体制
- （２） 予定技術者（資格者等）の経歴等
- （３） 予定技術者（資格者等）の同種・類似業務実績
- （４） 提案内容
- （５） その他、当該業務に必要な事項

（評価）

第４条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （１） 業務実施体制
- （２） 提案内容
- （３） ヒアリング
- （４） ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

２ プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３ 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価項目（着目点含む）及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) 提案書の評価
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	業者選定委員
委員	企画調整部長
	運営部長
	事業部長
	機運醸成部長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- 6 委員長は、評価結果を公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 入札参加資格審査・業者選定第1委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、2025年10月17日から施行する。